

行政機関の保有する情報の公開に関する法律
に基づく開示決定等に関する審査基準

外 務 省

(平成13年4月制定)

(平成18年3月改正)

目 次

I. 情報公開法第五条本文（開示／不開示に係る基本的考え方等）	・・・ P. 1
II. 情報公開法第五条第一号（個人に関する情報）	・・・ P. 4
III. 情報公開法第五条第二号（法人等に関する情報）	・・・ P. 10
IV. 情報公開法第五条第三号（国の安全等に関する情報）	・・・ P. 14
V. 情報公開法第五条第四号（公共の安全等に関する情報）	・・・ P. 17
VI. 情報公開法第五条第五号（審議、検討等情報）	・・・ P. 20
VII. 情報公開法第五条第六号（事務又は事業に関する情報）	・・・ P. 24
VIII. 情報公開法第六条（部分開示）	・・・ P. 29
IX. 情報公開法第八条（行政文書の存否に関する情報）	・・・ P. 32

I. 情報公開法第五条（開示／不開示に係る基本的考え方等）

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

1. 開示・不開示に係る基本的考え方

情報公開法は、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、行政に係る情報は原則開示との考え方に立ち、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないこととしている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。このため、情報公開法では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないこととしている。

2. 情報公開と守秘義務との関係

国家公務員法第百条は外務公務員法第三条及び第四条により外務公務員にも適用されているが、国家公務員法第百条は国家公務員の服務規律の確保を目的とするものであり、国家公務員法第百条第一項の「秘密を漏らす」に係る規定は、服務規律に反しないことが明確な行為をも禁じているものではない。国家公務員法第九十八条第一項にも定められているように、国家公務員がその職務を遂行するにあたっては、法律に従うことは主要な義務の一つであり、法律の規定に従って情報を開示する行為は、服務規律に反するものではない。したがって、情報公開法の規定に基づいて行政文書を開示する行為は、国家公務員法第百条第一項にいう「秘密を漏らす」行為には該当せず、同条の秘密を守る義務との抵触の問題は生じず、国家公務員法の守秘義務違反による責任は問われない。

3. 不開示情報の取扱い

情報公開法は、その第五条において、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていない場合に、行政機関の長は当該行政文書を開示しなければならない旨を規定しているが、不開示情報が記録されている場合における行政機関の長の執るべき行為について明文の規定を設けていない。情報公開法では不開示情報の範囲はできる限り限定したものとすると基本的な考え方に立っており、第七条（公益上の理由による裁量的開示）の規定により行政機関の長が「公益上特に必要があると認めるとき」は不開示情報であっても開示することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、不開示情報を開示してはならないと解釈できる。開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合においては、第六条に基づき、当該不開示情報を除き、部分開示することが義務付けられている。なお、個別の法令に定める国民一般又は利害関係者などに対する開示制度においては、以下の第五条第一号、第二号等に該当する情報も公

開されているところであり、各行政機関で行われている一般的な情報提供においても、第一号情報でも本人の同意がある場合に、第五号、第六号に該当する情報でも情報提供の相手、理由等を勘案し必要な場合に、情報提供が行われており、情報公開法上の不開示情報の取扱いがそのまま当てはまるものではなく、従前の取扱いをすることも排除されない。

4. 開示の実施の方法との関係

情報公開法でいう「開示」とは、行政文書の内容をあるがままに示し、見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているかを基準として行われ、開示の実施の方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。ただし、開示決定された行政文書の開示の実施に当たっては、行政文書の保存、開示の実施等に係る技術上の観点から、原本での閲覧を認めることが困難である場合など一定の制約はあり得るところであり、その場合には写しを閲覧することも許容されている。

5. 不開示情報の類型

本条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。また、例えば、ある個人に関する情報について、第一号のただし書の情報に該当するため同号の不開示情報には該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し不開示となることはあり得る。したがって、ある情報を開示する場合は、本条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

6. 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

7. 第三者に関する情報の開示

情報公開法第七条は、開示請求に係る行政文書に第五条各号に定める不開示情報に該当する情報が記録されていても、行政機関の長の高度の行政的な判断により、公にすることにより、不開示情報とすることによって保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合には、開示請求者に対し、当該行政文書を開示できる旨を定めている（裁量的開示）。また、個人又は法人に係る情報であって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にする必要があるものは、そもそも第一条第一号及び第二号に定める不開示情報に該当しないため、開示しなければならない。なお、第七条に基づき開示される行政文書又は第五条第一号の口若しくは同条第二号ただし書に規定する情報を含む行政文書に第三者に関する情報が含まれている場合には、第十三条第二項の規定により、当該第三者の権利利益を保護するため、意見書提出の機会を付与しなければならない。

8. 共通に用いられる概念の意義

(1)「公にすること」

「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。本法では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに開示請求ができることから、開示請求者に開示するということは、何人に対しても開示を行うことが可能であるということの意味する。したがって、本条の各号における不開示情報該当性の判断に当たっては、「公にすることにより」、個人の権利利益を侵害するおそれ、国の安全が害されるおそれ又は他国等との交渉において不利な立場に立つこととなるおそれ等があるかを判断することとしている。

(2)「おそれ」

「おそれ」の有無についての判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

Ⅱ. 情報公開法第五条第一号（個人に関する情報）

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

1. 第一号の中の個々の概念の意義

- （１）「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。なお、ここでいう「個人」には、居住する場所や国籍の如何によらず、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。
- （２）「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名等のように、情報そのものが当該情報に係る個人を識別させ得るものに加え、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等¹の「その他の記述等」によって、特定の個人を識別することとなる個人情報の全体である。なお、「その他の記

1 「等」の中には、映像による情報等も含まれる。

述等」は、単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられる²ことにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

- (3)「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものである。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報³の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報に加え、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も照合すべき「他の情報」に含まれる³。他方、特別の調査⁴をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。なお、例えば、極めて小規模の集団に属する個人に関する情報のように、個人識別が可能な部分を除いた上で開示した場合等においても、当該個人を比較的容易に特定することができる場合があり得るため、個人の権利利益の十全な保護を図る観点からは、「個人識別性」を判断する際には、情報自体の性質、周辺的な状況（例示の場合には、集団の性格、規模）等を考慮し、個人識別性を判断すべきである。
- (4)「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文、無記名の個人による著作物⁵、当該個人のみが知り得る情報のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものであり、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。例えば、厳密には特定の個々人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合等が考え得る。
- (5)「法令の規定⁶により又は慣行として公にされ⁷、又は公にすることが予定されている

2 年齢、性別、印影、履歴、肖像、振込金融機関名等も、組み合わせれば特定の個人を識別できる場合はあり得ると考えられる。

3 行政機関に特別の調査を義務づけるものではない。

4 行政文書の開示の実施を受けた者が、個人を特定するために、一般には入手困難な情報を特別に得るために調査活動を行うことが考えられる場合には、情報の性質、内容等に応じて個別に適切に開示／不開示を判断する。

5 個人の研究成果の発言及び講演等を録音したテープその他のものも著作物に該当する。

6 「法令の規定」には訓令その他の命令は含まれない。

7 取材等で偶発的に明らかになった情報は、一般的には「慣行として公にされ」ている情報とは考えられない。

情報」⁸とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている法令の規定により、又は事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されているものをいう⁹。なお、「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態¹⁰に置かれることをいい、現に公知（周知）の事実である必要はない。逆に、過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。また、「公にすることが予定されている」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている状態をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。ただし、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

- （６）「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、公にすることにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るとして、開示する必要性と正当性が認められる個人情報という。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合¹¹も含まれる。
- （７）「当該個人が公務員等である場合において」とは、個人情報のうち、当該個人が「公務員」¹²である場合を指す。ここでいう「公務員等」とは、広く公務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、公務員であった者が当然に含まれるものではないが、公務員であった当時の情報についても、ここでいう「当該個人が公務員等である場合」に該当する。さらに、独立行政法人等情報公開法の対象法人（以下「独立行政法人等」という。）の役員及び職員を含む。
- （８）「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関その他の国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる¹³。なお、「職務の遂行に係る情報」は、具体的な職務の遂行との直接の関連を

8 個人名が公になっているとしても、該当する行政文書に当該情報が記載されていることが公になっているか否かを精査する必要もある。

9 法令の規定により、期間を限定して公にされている行政文書については、少なくとも当該期間は公にされている情報に該当する。

10 「現に公衆が知り得る状態」に置いた主体が誰であるかは、当該情報が公にされたものであるかどうかの判断とは直接的な関係がない。

11 事実認定に当たっては、特に調査等は不要で通常知り得る範囲内で判断すればよい。

12 外国政府又は国際機関の職員等は、本法にいう「公務員」には該当しない。

13 研修受講職員にとって、公務であってもその担任する職務と直接関係のない活動に関する情報、例えば、研修における出席簿や個人成績表、報告書、試験結果等は含まれない。

有する情報であり、例えば、公務員の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は含まれない¹⁴。

2. 第一号に定める不開示情報への該当性の審査に当たっての基本的考え方

- (1) 行政文書の開示／不開示の決定に当たっては、国民等からの請求に可能な限り応えることを原則としつつも、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とするほか、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、不開示とする。
- (2) 地方公共団体の情報公開条例や諸外国の情報公開法制の中には、個人に関する情報のうち、個人のプライバシー等の権利利益を害するおそれがあるものに限って不開示情報とする方式（プライバシー保護型）を採用しているものもあるが、いわゆるプライバシーの概念は、我が国では法的にも社会通念上も必ずしも確立したものではないことから、情報公開法では、個人識別型を採用している。ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要性のない情報も含まれることになることから、公知の情報等個人に関する情報の不開示情報から除かれるべきものを第一号において限定列挙している。なお、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、第一号でいう個人情報からは除外している。
- (3) 情報公開法は、何人に対しても、目的の如何を問わず開示請求を認めていることから、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が本人であることは考慮されない。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、本号のイからハ又は公益上の理由による裁量的開示（第七条）に該当しない限り、不開示となる。
- (4) 「個人」には、生存する個人のほか死亡した個人も含まれるので、生前に不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることにはならない。
- (5) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に係る情報の開示／不開示の決定に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、保護すべき人の生命、健康、生活又は財産についても、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である¹⁵。
- (6) 公務員の職務活動の過程又は結果が記録されている情報の開示／不開示の決定に当たっては、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという視点、及び公

14 同様に、管理される職員の個人情報として保護される必要のある情報としては、職員個人に係る「人事査定・評価に係る情報、給与等の情報」が含まれる。なお、「人事査定・評価に係る情報」は第六号でも保護される。

15 本来、不開示とすべき個人情報を人の生命等を保護するために開示した場合には、国家賠償法の法定の要件を満たし、損害賠償責任が生ずるケースもあり得る（法人の場合も同じ）が、情報公開法に従い、適正な処理をした場合には、通常は想定しがたい。

務員の個人としての権利利益を十分に保護する視点の調和を図る観点から、どのような地位、立場にある者（「職」）がどのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の公務員が識別される結果となとしても、個人に関する情報としては不開示とせず、氏名については、公にした場合、公務員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付ける。ただし、当該公務員の職と氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、氏名についても個人情報としては不開示とはならないことになる。この点、平成17年8月3日付情報公開に関する連絡会議申合せにおいて、各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）¹⁶の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合¹⁷を除き、公にするものとされている。なお、「公務員」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員以外の個人情報を含む場合には、当該公務員にとっての不開示情報該当性と他の個人ごとの不開示情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分に限り不開示とされることになる。

3. 第一号に定める不開示情報に該当する可能性が高い情報の例又は類型例

第一号に係る情報の開示／不開示の決定に当たっては、個人が識別可能か否かという側面から決定可能な場合が一般的であるが、情報自体の性格と開示決定時点での当該個人を含む周辺状況等により、決定内容が変わり得ることも排除されないことに留意する必要がある。以下に第一号に定める不開示情報に該当する可能性が高いとして、不開示とすべき情報の類型と例（不開示情報に該当するが例外的に開示すべき情報の類型と例を含む。）を掲げる。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示事由にも重複的に該当するものが存在することに留意しなければならない。

（1）特定の個人を識別することのできる情報¹⁸

- ・ 氏名¹⁹、肖像、声、筆跡、署名、印影等特定の個人を表象する記述等

16 公務員としての発令を受けた者ではない在外公館の専門調査員、派遣員、公邸料理人等は対象ではない。

17 「特段の支障の生ずるおそれがある場合」とは、氏名を公にすることにより、法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にするような場合、又は氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合をいう。例えば、前者については査証担当など氏名の開示が事務の支障をもたらす（6号不開示情報）ような場合（警備、誘拐・テロ対策、情報関係なども同様）、後者については氏名の開示により不当な威迫を受けるおそれがある場合（異動・退職などでその職を離れた者も含む）が挙げられる。

18 例えば、申請書、在留届等の領事関係文書等に記載された氏名、本籍等の情報が該当する。

19 外国政府関係者の氏名及び役職については、既に報道等によって公になっていると考えられる場合には原則として不開示としないが、開示に当たっては第三号等他の不開示情報該当性を慎重に判断する必要がある。

- ・ 特定の個人に付与される役職名、銀行口座番号、受験番号、保険証番号、旅券番号²⁰等の識別のための記述
- (2) 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報
 - ・ 住所、本籍、メール・アドレス、電話番号、学歴、職歴、勤務先、勤務先での所属先等の記述
- (3) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの
 - ・ 作文等個人の人格と密接に関連する情報
 - ・ 思想、宗教等個人の内心に関する情報
 - ・ 健康状態、病歴、カルテ等個人の心身状態に関する情報
 - ・ 家族構成、家計収支等個人の生活状態に関する情報
 - ・ 結婚歴、転居歴等個人の経歴に関する情報
 - ・ クレジット・カード番号
 - ・ 個人の著作物等財産権その他個人の正当な利益を害するおそれのある情報
- (4) 上記(1)～(3)の情報に該当するが、不開示としない情報
 - (イ) 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ・ 国家公務員倫理法に基づく贈与等報告書の閲覧可能部分
 - ・ 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」に基づく個人情報ファイル簿
 - (ロ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - (ハ) 公務員の職務の遂行に係る情報であって、当該公務員の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分（他の不開示情報に該当するものを除く。）
 - ・ 決裁文書（公電案、公信案を含む。）の中の公務員に係る個人情報であって、当該公務員の氏名、職及び職務遂行の内容に係る部分
 - ・ 各種資料（各種報告書²¹や、当省より外部に提供した資料）の中の公務員に係る個人情報であって、当該公務員の氏名、職及び職務遂行の内容に係る部分
 - ・ その他の公文書（旅行命令簿、契約書等）の中の公務員に係る個人情報であって、当該公務員の氏名、職及び職務遂行の内容に係る部分

20 具体的に特定された旅券番号に係る開示請求については、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、当該旅券番号の旅券の発給事実の有無を明らかにすることとなり、当該旅券に対応する個人の権利利益を害するおそれがあるため、存否応答拒否（法8条）することが適当である。

21 報告書であっても、職員調書等人事査定・評価に関わる報告書は第6号に定める不開示情報として、不開示とすることが考えられる。

Ⅲ. 情報公開法第五条第二号（法人等に関する情報）

- 二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

1. 第二号の中の個々の概念の意義

- （１）「法人その他の団体」²²（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報」とは、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）」（以下「法人等」という。）の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等これら団体と何らかの関連性を有する情報を指す²³。なお、法人等の構成員に関する情報は、これら団体に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。また、ここでいう法人等には、国内外を問わず、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、特殊法人及び認可法人、政治団体や法人ではないが権利能力なき社団等の諸団体も含まれるが、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、除外される。
- （２）「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、第一号にいう個人情報としてではなく、法人等に関する情報と同等に取り扱うこととする。
- （３）「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、公にすることにより害されるおそれがある法人等の正当な権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るとして、開示する必要性と正当性が認められる情報をいう。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又

22 「法人その他の団体」には、他国等の政府（地方政府を含む。）、国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組も含まれる。

解散により現在存在していない法人等については、「法人その他の団体」に含める場合もあるが、一般的には、権利利益が承継された法人等の問題として判断される。

23 法人等の内部管理に属する経営方針、経理、人事等に関する情報、生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報に加え、名誉、社会的信用、社会的活動の自由など法人の権利利益に関する情報等も法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る²⁴。

- (4) 「権利、競争上の地位その他正当な利益」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権²⁵等の法的保護に値する一切の権利、公正な競争関係における有利な地位²⁶及びノウハウ、信用等の運営上の地位を含む正当な利益をいう。
- (5) 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報」²⁷とは、行政機関からの要請に応じて、情報公開法に基づく開示請求に応じて開示しないことを含め、提供された情報を第三者に提供しないとの条件の下に法人等又は事業を営む個人が任意に提供した情報をいう。ここでいう「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、行政機関の長が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。なお、公にしないとの条件が設けられる場合としては、行政機関の側から条件を提示して情報の提供を要請する場合のみならず、法人等又は事業を営む個人の側から情報の提供に際し条件を提示する場合、条件が黙示的に付されている場合²⁸も想定されるが、いずれにしても条件に関し双方の合意が成立していることが必要である。
- (6) 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされている情報その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報」とは、当該法人等又は個人が公にしていらない等の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界²⁹における通常の見取りにおいて公にしないこととなっている情報、又は公にしないとの条件を付することが、当該情報の性質、当該情報の提供当時の諸般の事情、及び必要に応じ提供後の変化を考慮して合理的と判断される情報をいう。例えば、公にしないとの条件が付されていても、提供後何らかの事情で既に当該情報が公にされている場合には該当しない。

2. 第二号に定める不開示情報への該当性の審査に当たっての基本的考え方

- (1) 第二号に係る情報の開示／不開示の決定³⁰に当たっては、国民等からの請求に可能な限り応えることを原則としつつも、法人等の又は事業を営む個人の当該事業に係る正当な利益を保護するために、これら利益を害するおそれのある情報は不開示とする

24 例えば、毒性のある物質の発生により人の生命・健康が損なわれているような急迫した事態が生じた場合に、当該物質の発生と具体的な発生源について明確な因果関係が証明されていなくとも、何らかの因果関係があると推測されるときが想定される。

25 著作権法により、著作者人格権以外は財産的権利に該当する。

26 製造、販売等において他社に優る地位などが該当する。

27 法人等からの情報の「提供」は、書面に限らず、口頭その他の方法による場合もある。

28 「黙示的に条件が付されている場合」には、提供された情報の性質、提供当時の慣行、状況等に照らし、公にしないとの条件が付されたものと合理的に認められる場合などが該当する。

29 「業界」に準じて考えられるものも含む。

30 「個人」の場合と同様、当該法人等から開示請求が行われても、決定内容に相違はない。

³¹。また、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報についても、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護するため³²に、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示とする。

- (2)「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その正当な権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある^{33、34}。

3. 第二号に定める不開示情報に該当する可能性の高い情報の例又は類型例

以下に第二号に定める不開示情報に該当する可能性が高いとして、不開示とすべき情報の類型と例を掲げる。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報にも重複的に該当するものが存在することに留意しなければならない。

- (1) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報

- ・ 法人等の生産、技術等に関する情報であって、公にすることによって、当該法人の持つノウハウ等の正当な利益を害するおそれのあるもの
- ・ 法人等の研究開発に関する情報であって、公にすることによって、当該法人の持つノウハウ等の正当な利益を害するおそれのあるもの
- ・ 法人等の営業、販売に関する情報であって、通常一般には入手できない個別の取引内容に関するもの
- ・ 法人等の運営等に関する情報であって、一般に公にされない設備投資、用地取得等に係る運営戦略、資金調達等の財務情報、雇用方針、経営方針などが明らかにされ、

31 法人の名称、所在地、役員等は登記により公開されていることから、本号イ及びロに該当する場合を除き、原則として開示する。登記の行われていない法人等についても、本号イ及びロに該当する場合を除き開示することとなるが、本号イ及びロ該当性の判断に当たっては、登記が行われていない事情を考慮する必要がある。

32 法人等に属する個人及び事業を営む個人から提供された情報及び情報源は、本号によって保護されるが、個人としての資格で提供された情報及び情報源は、第一号によって保護される。なお、行政機関の情報収集能力は別途第六号によっても保護されるが、国際的な情報収集に係る情報及び情報源は、第三号によって保護されるのが適当である。

33 公にされる情報自体からは法人等の権利等が害されるおそれはないが、「他の情報と照合することにより」その可能性が生じる場合には、「害するおそれ」があるものと判断する。

34 「政党が作成した文書であって意思決定過程のもの」を行政機関が「行政文書」として保存している場合には、主として本号の不開示情報該当性を審査することとなるが、一般論として、政党の意思決定過程の情報については、政治活動の自由の観点から適切な保護を図る必要がある。

又は具体的に推測されるおそれのあるもの³⁵

(2) 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- ・ 在外公館に提供された邦人企業等の緊急時連絡先リスト、緊急時対応マニュアル、任国政府等への要望等

35 当該法人の諸外国における企業活動も該当し得る。

IV. 情報公開法第五条第三号（国の安全等に関する情報）

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

1. 第三号の中の個々の概念の意義

- (1) 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段が有効に機能しなくなるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。
- (2) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」のある場合とは、「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関の他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当すると考えられる。
- (3) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」があるものとは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉³⁶において、我が国が望むような交渉成果を得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が執ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当すると考えられる。
- (4) 「公にすることにより、…おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は国際交渉上不利益を被るおそれがある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。この種の情報について

36 国際的な選挙に係る支持要請に関する交渉等も含まれる。

ては、司法審査の場合においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）どうかを審理・判断することが適当と考えられることから、このような規定としたところである。本号の該当性の判断においては、行政機関の長は、「おそれ」を認定する前提となる事実を認定し、これを不開示情報の要件に当てはめ、これに該当すると認定（評価）することとなるが、このような認定を行うに当たっては、高度の政策的判断や将来予測としての専門的、技術的判断を伴う。裁判所では、行政機関の長から第一次的判断（認定）を尊重し、これが合理的な許容限度内であるか否かという観点から審理・判断されることになる。

2. 第三号に定める不開示情報への該当性の審査に当たっての基本的考え方

- （１）我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の対外的な交渉上の利益を確保することは、国民全体の基本的な利益を擁護するため政府に課された重要な責務である。これらの分野における情報の公開は、他の行政分野における情報の公開と異なり、我が国の安全や利益と直接かつ密接に関わるものも多い。したがって、行政文書の開示／不開示の決定に当たっては、国民等からの請求に可能な限り応えつつも、国の責務として第三号に該当する不開示情報が不用意に公とならないように特別の配慮を払う必要がある。

3. 第三号に定める不開示情報に該当する可能性の高い情報の例又は類型例

第三号に係る情報の開示／不開示に係る決定は、特定時点の状況に応じ変わり得るものであり、外形的な類型などを指定する等により、不開示とすべき情報を予め網羅的に列挙しておくことは適当でない。第三号に掲げる不開示情報に該当する可能性が高いことから開示／不開示の決定に当たっては慎重に審査する必要があると考えられる情報の類型を以下に掲げる³⁷。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報にも重複的に該当するものが存在することに留意しなければならない。

- （１）公にすることにより、国の安全が害されるおそれのある情報
- （イ）我が国の防衛上の能力を減じる等の影響があるおそれのある情報
 - （ロ）日米安保条約の下での米国との関係をはじめとする我が国と他国との関係に関連する安全保障上の利益を損なうおそれのある情報
 - （ハ）平和と安全の維持のための国際的な協力の実効性を損なうおそれのある情報
- （二）経済の持続的発展に不可欠な資源の安定的な供給が国外からの脅威等により阻害される等により我が国の存立基盤としての基本的な経済秩序の維持を損なうおそれのある情報
- （ホ）その他国の安全が害されるおそれのある情報（我が国の安全保障に否定的な影響

³⁷ 他国等に対する我が国の見解を示した情報については、類型（１）～（３）の全ての場合に該当しうる。

を及ぼすおそれのある情報を含む。)

- (2) 公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報
 - (イ) 他国等より、公式の立場に合致しているか否かを問わず、公開を前提とせず提供された情報
 - (ロ) 他国等との間において、不公表が申し合わされている情報（申合せが明示的であるかを問わない³⁸。）
 - (ハ) 当該情報に関係する他国等に対し、その国際的な地位を低下させる、その安全が害される、政治・経済・社会上の混乱を惹起する等の不利益を不当に与えるおそれのある情報³⁹
 - (ニ) 直接特定の不利益を与えなくとも公開することが他国等の意思や国際慣行に反し、我が国に対して有している信頼を傷つけることとなるおそれのある情報
 - (ホ) 他国等に対する我が国の見解に関する情報であって、公にすることにより、当該他国等と我が国の信頼関係を損なうおそれのあるもの
 - (ヘ) 国際機関を通じて行われる国際的な協力の実効性を損なうおそれのある情報
 - (ト) その他他国等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報
- (3) 公にすることにより、他国等との交渉上不利益を被るおそれがある情報
 - (イ) 現在進行中の又は将来予想される交渉に関する我が国の立場を示す対処方針等の情報
 - (ロ) 過去又は現在の交渉（関連を有する交渉及び内容、形式等において類似の交渉を含む。以下同じ。）に関する政府部内の検討に係る情報
 - (ハ) 過去又は現在の交渉に関する他国等との協議に係る情報
 - (ニ) 過去又は現在の交渉に関して執られた措置や対処方針
 - (ホ) その他他国等との交渉上不利益を被るおそれのある情報⁴⁰
 - (4) 公にすることにより、上記（１）～（３）に該当する情報が第三者に明らかとなる事態を招来するおそれがある情報
 - (イ) 外交政策の企画、立案及び実施に付随する情報の収集、伝達、分析等の具体的活動、能力（システム、施設、設備及びそれらの運用、管理等）、手段、情報源等に関する情報
 - (ロ) 秘密保全のための具体的活動（警備を含む。）、能力（システム、施設、設備及びそれらの運用、管理等）、手段、計画等に関する情報

38 明示的に不公表を前提としていなくとも、当該情報の提供を受けた状況から提供元が当該情報を不公表とすることを期待していると認めることにつき相当の理由がある場合には黙示的に公開しないとの前提で提供された情報として不開示とすることが適当である。ただし、行政機関の長はそのような判断が合理性を有するものであることを説明する責任を有することは言うまでもない。

39 必ずしも当該他国等が保有する情報若しくはそれらを経由して入手した情報に限定されない。

40 必ずしも当該他国等を交渉当事者とする交渉に関する情報に限定されない。

V. 情報公開法第五条第四号（公共の安全等に関する情報）

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

1. 第四号の中の個々の概念の意義

- (1) 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。
- (2) 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。
- (3) 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると考えるときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。
- (4) 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。
- (5) 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第二章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものであることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。
- (6) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又は情報システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号では

なく、第六号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

(7) 「・ ・ おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、国の安全等に関する情報と同様、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。

2. 第四号に定める不開示情報への該当性の審査に当たっての基本的考え方

- (1) 公共安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、本号では、刑事法の執行を中心とした公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報は、不開示とする。
- (2) 諸外国における「公共安全と秩序」の維持に支障を及ぼすおそれがあると考えられる情報についても不開示とする。

3. 第四号に定める不開示情報に該当する可能性が高い情報の例又は類型例

第四号に係る情報の開示／不開示に係る決定は、特定時点の状況に応じ変わり得るものであり、外形的な類型などを指定する等により、不開示とすべき情報を予め網羅的に列挙しておくことは適当でない。第四号に掲げる不開示情報に該当する可能性が高いことから開示／不開示の決定に当たっては慎重に審査する必要があると考えられる情報の類型及び例を以下に掲げる。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報にも重複的に該当するものが存在することに留意しなければならない。

- (1) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれのある情報
- ・ 捜査のための照会・回答に関する情報
 - ・ 犯罪の手口、捜査に関する詳細な情報⁴¹
 - ・ 要人の行動に関する詳細な情報（警護に関する情報を含む。）
 - ・ 行政機関の施設、設備に係る警備に関する詳細な情報⁴²
 - ・ 行政機関の運営する情報システムのセキュリティに関する詳細な情報
 - ・ 海外における犯罪事件（邦人誘拐・テロ事件等）に係る交渉等の経緯や我が国政府

41 外国で発生した事件に関する情報等が含まれる。

42 本省、在外公館、公邸等の見取り図等の図面が該当し得る。また、官用車のナンバープレートに関する情報も該当し得る。

としての対応方針等に関する情報

(2) 公にすることにより、公訴の維持に支障を及ぼすおそれのある情報

・ 訴訟に関連した照会・回答に関する情報

(3) 公にすることにより、刑の執行に支障を及ぼすおそれのある情報

・ 刑の執行施設に関する詳細な情報

(4) 上記(1)～(3)の他、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報

・ 武器、弾薬、放射性物質等の保存場所、保存方法、輸送に関する情報

VI. 情報公開法第五条第五号（審議、検討等情報）

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

1. 第五号の中の個々の概念の意義

- (1) 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議」とは、国の機関である国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）、独立行政法人等、地方公共団体並びに地方独立行政法人について、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間における自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会⁴³等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議⁴⁴をいう。
- (2) 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で各行政機関の長が判断する。
- (3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」のある場合とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいう。例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やそ

43 私的研究会が意見聴取等を行う場である場合には、行政機関の一部を構成するものではなく、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」に当たらないので、本号には該当しない。

ただし、行政機関が審議、検討等を行うに際し、行政機関がこのような私的研究会を開催するものであれば、当該私的研究会は本号に該当する。

44 ある機関において最終的な意思決定を行うまでの過程で行われる審議等に関する情報は、これに関与した全ての機関にとって、審議等に関する情報に当たると解する。すなわち、ある行政機関が一定の行政行為を行うに当たり、他の行政機関と協議を行う場合には、協議を受けた行政機関としては、協議に際して述べるべき意見を決することが最終的な意思決定ではあるが、案件全体から見た場合、最終的な意思決定は協議後において協議元の行政機関が行っているため、このような協議に関する情報は全ての行政機関にとって「意思決定に至るまでの過程で行われる協議」に関する情報に該当する。

の家族に対して危害が及ぶおそれがある場合⁴⁵には、第四号等の他の不開示情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、行政機関内部の政策の検討が不十分な段階での情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

- (4)「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がある場合とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等の国民の間に不当な混乱が起こるおそれがある場合が該当する。
- (5)「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」がある場合とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者⁴⁶に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合⁴⁷を想定したもので、(4)と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていない者が不利益を被ったりするおそれのある場合が該当する。

2. 第五号に定める不開示情報への該当性の審査に当たっての基本的考え方

- (1) 開示請求の対象となる行政文書は、決裁、供覧等の手続を終了したものに限られないことから、当省を含む国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における意思決定前の審議、検討又は協議の段階において作成又は取得された文書であっても、組織的に用いるものとして現に保有していれば、開示請求の対象となる行政文書である。このように、開示請求の対象となる行政文書の中には、行政機関等としての最終的な意思決定前の事項に関する情報が少なからず含まれることから、当該意思決定又は関連する意思決定が損なわれないようにするため、一定の情報⁴⁸を不開示とする⁴⁹。しかしながら、事項的に意思決定前の情報をすべて不

45 利害対立の激しい事項についての調整、審議等を行う場において、特定の意見を主張するものに対して、その反対派や利害関係者から、当該発言者やその家族に対し、無言電話や嫌がらせを行うようなケースが想定される。

46 具体的に個人又は法人等が確定していることまでは求められず、ある程度の蓋然性をもってその存在が認められることをもって足りる。

47 「利益」及び「不利益」は経済的なものに限らず、精神的苦痛、社会的信用等も含みうる。

48 行政機関内部等で審議、検討等を行う場合に、その審議、検討等がそもそもその事務又は事業の適正な遂行の一環として行われる場合には、第六号に規定される不開示情報に該当する場合もある。

49 最終的に意思決定に至らなかった場合も含まれる。

開示とすることは、政府がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは、適当ではないので、個別具体的に、開示することによって行政機関の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を考慮し、不開示とされる情報の範囲を画することとなる。

- (2) 審議、検討等に関する情報については、行政機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である⁵⁰。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。ただし、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があつた場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。
- (3) 審議会に関する情報の開示／不開示の判断は、当該審議会の議決等により決められるものではなく、当該審議会の性質及び審議事項の内容に照らし、個別具体的に、率直な意見交換等を不当に損なうおそれがあるかどうかにより決定されることとなる。

3. 第五号に定める不開示情報に該当する可能性が高い情報の例又は類型例

以下に第五号に定める不開示情報に該当する可能性が高いとして、不開示とすべき情報の類型と例を掲げる。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報にも重複的に該当するものが存在することに留意しなければならない。

- (1) 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある情報
- ・ 審議会等における審議や具体的な意思決定の前段階として政策等の選択肢に関する自由討議・検討⁵¹その他の行政機関内部又は行政機関相互間における審議、検討⁵²等に関する情報であつて、公にすることにより、有形・無形、直接的・間接的な外部からの圧力や干渉等の不当な影響を受けるおそれのあるもの
 - ・ 国際約束に係る交渉等の準備段階における行政機関内部又は行政機関相互間の検討

50 結果的に意思決定に反映されなかった情報についても、そのまま開示した場合、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断される場合については不開示とし得る。

51 政策決定の前提となる国際情勢の分析等も含まれる。

52 重要な会議等の準備段階における勉強会に関する情報も含まれる。

又は協議に係る情報

- ・ 調停、仲裁その他の紛争処理上の事案に関する情報
- ・ 叙勲、表彰等に係る推薦に関する情報

(2) 公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれのある情報

- ・ 関係者による事実関係の確認が得られていない情報⁵³
- ・ 審議、検討等の初期の段階の情報であって、以後の調整によって相当程度変更されることが容易に想像できるもの
- ・ 他国等の安全情勢に関する情報⁵⁴

(3) 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのある情報

- ・ 一定期間後に一斉公表が予定されている条約、国際的な取決めに基づく措置等に関する情報
- ・ 他国等が検討している措置、処分等に関する情報であって、公になることにより、為替、物価、株価等の変動が容易に想定されるもの

53 例えば、事実関係が明らかではない外国に関する情報が該当する。

54 例えば、他国等の安全情勢に関する分析、評価等が該当する。なお、当該情報は(3)にも該当し得る。

VII. 情報公開法第五条第六号（事務又は事業に関する情報）

- 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

1. 第六号の中の個々の概念の意義

- (1) 「次に掲げるおそれその他（中略）おそれ」について、イからホまでに掲げられている「おそれ」は、各行政機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものであり、これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- (2) 「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のある場合とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれがある場合をいう。なお、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。
- (3) 「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のある場合とは、（イ）主として監察的見地から事務又は事業の執行若しくは財産の状況の正否を調べる監査、（ロ）法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べる検査、（ハ）行政上の目的による一定の行為の禁止、若しくは制限について適法、適正な状態を確保する取締り、又は（ニ）人の知識、能力等又は物の性能等を試す試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのある場合をいう。例えば、監査等の対象、実施時期、

調査事項等の詳細な情報や、試験問題⁵⁵等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体による法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがある場合が該当する。また、事後であっても、例えば、違法行為の詳細についてこれを公にすると法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得る。

- (4)「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある場合とは、(イ)相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させる契約、(ロ)当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行う交渉、又は(ハ)訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てである争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのある場合をいう。例えば、契約等に関する情報である入札予定価格等を公にすることにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合が該当する。
- (5)「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」のある場合とは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）に係る事務に関する情報であって、当該調査研究の成果を広く適正に国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれ、当該調査研究に従事する職員の自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられるおそれがある場合をいう。例えば、知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがある場合、試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、創意工夫や研究意欲等が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合が該当する。
- (6)「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のある場合とは、国の機関又は地方公共団体が行うべき人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事）に係る事務に関する情報を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがある場合をいう。
- (7)「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」のある場合とは、国若しくは地方公共団体が経営する企業（国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第一号の国営企業及び地方公営企業法第二条の適用を受ける企業

55 試験に関する採点方法、合否基準等は試験の性格、種類等に応じて判断される。

をいう。)、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業の正当な利益が害されるおそれのある場合をいう。企業経営という事業の性質上、第二号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その開示の範囲は第二号の法人等とでは当然異なり、国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

2. 第六号に定める不開示情報への該当性の審査に当たっての基本的考え方

- (1) 行政機関が行う事務及び事業は、法律に基づき公益に適合するように遂行されなければならない。したがって、開示することにより、その事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報は不開示とする。
- (2) 第六号のイからホに列記された事務又は事業は、行政機関に共通に見られるものであって、開示した場合に、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含むことが想定されるものを例示として掲げたものであって、それらに限定されることなく、その他すべての個別の事務及び事業について、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報は不開示とする。
- (3) なお、監査、試験、契約その他同種のものが、反復されるような性質の事務又は事業について、ある個別の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、将来における同種の若しくは関連する事務又は事業の適正な遂行に支障が生じると想定されるものについても、不開示とする。

3. 第六号に定める不開示情報に該当する可能性が高い情報の例又は類型例

以下に第六号に定める不開示情報に該当する可能性が高いとして、不開示とすべき情報の類型と例を掲げる。なお、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれのあるものについては、個別具体的に判断する必要がある⁵⁶。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報にも重複的に該当するものが存在することに留意しなければならない。

- (1) 公にすることにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う監査⁵⁷、検査、取締り又は試験⁵⁸に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのある情報

・ 監査等の対象、実施時期、監査事項その他個別具体的な監査等の実施に関する情報

56 個別に判断する必要があるものとして、例えば、在外公館の情報収集活動に関する情報、政府要人の行動スケジュール、想定問答、警備マニュアル等重要な会議や打ち合わせ等を円滑に進めるための事前準備に関する情報などが該当する。

57 例えば、在外公館への査察業務が該当する。

58 例えば、外務省が行う各種採用試験（面接を含む。）が該当する。

- ・ 監査等のマニュアルその他の監査等の手法に関する情報
 - ・ 試験の採点、合否基準その他試験の判定・評価方法に関する情報
 - ・ 試験問題、解答例、試験問題の作成要領その他の具体的な試験問題作成に関する情報
- (2) 公にすることにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのある情報
- ・ 訴訟、不服申立て等に係る争訟方針、打合わせ、示談等に関する情報⁵⁹
- (3) 公にすることにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれのある情報
- ・ 研究課題、研究計画、研究成果等に関する情報であって、公にすることにより、知的所有権や自由な発想、創意工夫、研究意欲等を不当に阻害するおそれのあるもの⁶⁰
 - ・ 調査の個別具体的な対象に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握や事後の協力が困難となるおそれのあるもの⁶¹
- (4) 公にすることにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う人事管理に係る事務⁶²に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のある情報
- ・ 人事異動、配属等の人事構想に関する情報
 - ・ 勤務評定、職員調書、昇任等の選考基準その他人事査定・評価に関する情報
 - ・ 給与支給額、俸給その他個々の職員の給与に関する情報
- (5) 公にすることにより、国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのある情報
- ・ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人による事業に係る情報であって、第二号イに該当するもの
- (6) 公にすることにより、その他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ・ 査証審査基準及び査証発給が拒否された場合の拒否理由等の情報⁶³

59 例えば、情報公開法に基づく、不服申立て及び情報公開訴訟、査証や旅券の発給に関する争訟、在外公館等における雇用をめぐる争訟等が該当する。

60 例えば、特定の事項についての調査研究の途中段階における報告書等が該当する。

61 例えば、他国等に関する情勢分析、他国等要人に関する分析等が該当する。

62 在外公館における現地職員、本省における臨時職員等に関する事務が含まれる。

63 行政手続法第三条第一項第十号

外国人の出入国、難民の認定又は帰化に関する処分及び行政指導

(参考)

◎国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第一号

一 国営企業 次に掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）を行う国の経営する企業をいう。

イ 郵便、郵便貯金、郵便振替及び簡易生命保険の事業

ロ 国有林野事業

ハ 日本銀行券、紙幣、印紙、郵便切手、郵便はがき等の印刷の事業

ニ 造幣事業

◎地方公営企業法第二条

①この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

一 水道事業

二 工業用水道事業

三 軌道事業

四 自動車運送事業

五 鉄道事業

六 電気事業

七 ガス事業

②以下省略。

VIII. 情報公開法第六条（部分開示）

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

1. 第六条の中の個々の概念の意義

- (1) 「容易に区分して除くこと」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けし、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、行政文書から物理的に除去することが容易に行えることをいう。当該行政文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。他方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。
- (2) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記

載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合⁶⁴を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があればこれも併せて判断されるべきである。また、この「有意」性の判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものである。

- (3)「第五条第一号の情報（特定の個人を識別することができるもの⁶⁵に限る。）」とは、第五条第一号に定められている不開示情報、すなわち（イ）氏名、生年月日その他の記述等により特定個人を識別することができる情報、（ロ）他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報、及び（ハ）特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報のうち、（ハ）を除いたものである。これは、（ハ）に該当する情報を除いても、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないので、他の不開示情報の類型と同様に不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示することとなるためである。

2. 第六条の適用に当たっての基本的考え方

- (1) 開示請求は、行政文書単位に行われるものであるため、第五条では行政文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務を定めているが、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないことになる。一件の行政文書に複数の情報が記録されている場合には、各情報ごとに、第五条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査することとなり、その結果、不開示情報に該当する情報がある場合には、そのような情報は不開示となる。
- (2)「個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものであり、第五条第二号から第六号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の大きさをとらえることができる他の類型の不開示情報とは、その範囲のとらえ方を異にするものである。このため、第六条第一項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定が設けられている。
- (3) 第一項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のう

64 不開示情報を取り除いた残りの部分が、既に公となっている情報であっても、この事実をもって有意でないということとはできない。

65 法第五条第一号にいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるもの」も含まれる。

ち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第五条第一号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになる。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。また、第一項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となることになる。なお、個人を識別することができる要素は、第五条第一号イ～ハのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とならない。

(4) 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。なお、第六号は義務的に部分開示すべき範囲を定めているものであり、実際に部分開示するに当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、行政機関の長の本法の目的に沿った合目的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、行政機関の長の不開示義務に反するものではない。

(5) 個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不適當であると認められるものもある。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報⁶⁶や、個人の未公表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものが該当する。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用することとしている。

66 個人が、私人として、いつ、どこへ、どのような目的で行ったか等の個人のプライバシーに係る情報も該当する。

IX. 情報公開法第八条（行政文書の存否に関する情報）

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

1. 第八条の中の個々の概念の意義

（１）「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について明らかにすれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に係る行政文書が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになることから、行政文書の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として行政文書の存在が前提となっているが、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、第五条各号の不開示情報を開示することとなる場合がある。

（２）「当該行政文書の存否を明らかにしないで」とは、文字通り行政文書の存否を明らかにしないことを意味するが、そのような様態で行われた、開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第八条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るもの⁶⁷であることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった行政文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示する必要がある⁶⁸。

（３）「開示請求を拒否」とは、当該開示請求について不開示決定を行うことである。

2. 第八条を適用する基準

（１）開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性又は対象行政文書の存否とが結合することにより、不開示情報が明らかとなるような開示請求については、当該開示請求により特定される行政文書の存否を明らかにせず不開示決定を行う。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、第五条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得る。

67 一般人を基準として明確に認識できるものを意味するものであって、個々の開示請求者が明確に認識できるものではない。

68 例えば、「請求があった〇〇の情報が記録された行政文書の存否を答えることにより、第五条第〇号の不開示情報に該当する〇〇という情報（事実）が開示されるのと同様の結果を生じさせるため、第八条の規定に基づき不開示とする。」等の理由を記述することを原則とする。

- (2) 存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになる。

3. 第八条を適用すべき情報の例又は類型例

以下に第八条に該当するとして、存否を明らかにせず不開示とすべき情報の例を掲げる。

- (1) 特定の個人の病歴に関する情報（第五条第一号関係）
- (2) 特定の旅券番号に関する旅券発給申請等の情報（第五条第一号関係）
- (3) 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第五条第二号関係）
- (4) 情報交換の存在を明らかにしないとの了解の下で他国等との間で交換された情報及びその情報交換の存在を示す情報（第五条第三号関係）
- (5) 犯罪の内偵捜査に関する情報（第五条第四号関係）
- (6) 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第五条第五号関係）
- (7) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第五条第六号関係）

(参考)

行政手続法（抄）

（理由の提示）

第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

- 2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。